

(目的)

第1条 福岡県における住宅施策の長期的な方針を明らかにし、効果的な住宅施策の展開を図るため、新たな福岡県住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、住宅施策に係る各分野の幅広い意見を反映し、業務の適正化を図るため、新福岡県住生活基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1) 長期的な展望に基づいた住宅政策の基本的な方針に関すること。

(2) 住宅政策の課題と目標の設定に関すること。

(3) 目標の実現のために推進すべき施策に関すること。

(4) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催し、委員長が議長となる。

(部会)

第5条 委員会は、特に集中して検討すべき事項について検討するため、部会を置くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定された日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福岡県建築都市部住宅計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行し、計画が策定された日に、その効力を失う。

別表

氏 名	所 属
池添 昌幸	福岡大学 工学部建築学科 教授
大月 敏雄	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 教授
大庭 知子	九州産業大学 建築都市工学部建築学科 准教授
倉田 康路	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科 教授
志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院都市・建築学部門 准教授
島原 万丈	株式会社 LIFULL LIFULL HOME'S 総研 所長
豊貞 佳奈子	福岡女子大学 国際文理学部環境科学科 教授
林 真実	消費生活アドバイザー・環境カウンセラー
三好 孝一	公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 会長
吉村 佑美	公益財団法人九州経済調査協会 調査研究部 研究員

(50 音順)